子育てふれあいひろば

13 日、21 日は育児講座を開催します

お問い合わせ先
曽於市子育て支援センター　☎ 0986-76-6565（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ　http://www.smile-kids.jp/sooshi

◆パクパクッキング（5月13日）
対　象　赤ちゃんから就学前のお子さん
講　師　市役所栄養士
準備するもの　エプロン、三角巾

◆ベビーマッサージ（5月21日）
対　象　2カ月～1歳
講　師　橋口志保子さん
準備するもの　バスタオル、飲み物
※予防接種後1日以上経過
※10組限定

日	月	火	水	木	金	土
					5/1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9
10 母の日	11	12 ひろば	13 講　座	14 親　子	15	16
17	18	19 ひろば	20 ひろば	21 講　座	22	23
24/31	25	26 ひろば	27 ひろば	28 親　子	29	30

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。
キッズルーム開放　午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）　育児相談　午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）
親子ふれあい遊び　午前10時～11時30分　●会場：生きいき健康センター
子育てひろば　午前10時～11時30分　●会場：大隅弥五郎伝説の里・岩川地区農業構造改善センター（19日）
●会場：財部保健福祉センター・財部交流館（20日）
育児講座　午前10時～11時30分　●会場　13日：財部保健福祉センター　21日：生きいき健康センター

国民年金のはなし

お問い合わせ先
市民課・各支所地域振興課　末吉 ☎ 0986-76-8805　大隅 ☎ 099-482-5923　財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所　☎ 0994-42-5121（初めは音声ガイドが対応します）

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、前年の所得に応じて保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
保険料の納付が免除された期間は、老後に年金を受給するための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間にも含まれます。
保険料の納付が難しいときは、未納のままにせず、相談にお越し下さい。
なお、免除申請は2年1カ月前の分までさかのぼってできます。

必要なもの：印鑑、年金手帳、仕事を辞めた方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写し

ご存じですか？障害基礎年金

国民年金の加入中、または20歳前、65歳未満の間に初診日（障害の原因となった傷病等で初めて病院に行った日）がある病気やケガで障害の状態になったとき、障害認定日（初診日から1年半経過した日等）に、年金の障害等級1級または2級に該当した場合、保険料の納付要件を満たしていれば、障害基礎年金を受給することができます。

曽於市年金移動相談所開設日

日　時	場　所	申　込　先	
5月19日（火）午前10時～午後3時	大隅支所別館2階大会議室	大隅支所市民係	099 482-5923
6月9日（火）午前10時～午後3時	本　庁1階会議室	本　庁国民年金係	0986 76-8805

曽於市では、鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。相談料は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はできませんのでご了承ください。なお、予約は定員になり次第、締め切ります。

税チャンネル　～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先
税務課・各支所地域振興課　税務係
末吉　☎0986-76-8804　大隅　☎099-482-5922
財部　☎0986-72-0932

軽自動車税の税額変更について
二輪車等の税額の改正が1年延期されました

昨年8月の市報でお知らせしました軽自動車税額の改正について、地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。それに伴い、二輪車等の税額の改正時期が、平成27年度から平成28年度へ1年間延期されました。よって、左表の車種については、本年度まで現行の税率で課税され、平成28年度以降は、取得年によらず、改正後の税率で課税されます。

車種区分		平成27年度 現行	平成28年度以降 改正後
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超　90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超　125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超　250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	トラクター等	1,600円	2,400円
	その他（タイヤショベル等）	4,700円	5,900円

軽自動車（三輪車・四輪車）の税額が改正されました

軽自動車（三輪車・四輪車）については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両から改正後の税額が適用になります。軽自動車税は毎年4月1日に、その車両を所有または使用する方に課税するため、平成27年度においては、4月1日に左表の車両を取得された方のみ、改正後の税率で課税されます。また、4月2日以降に左表の車両を取得された方は、平成28年度から改正後の税率で課税されます。

車種区分			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	平成28年度から 最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

なお、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両については、新規検査から13年を経過するまでは、上表の税率で課税されますが、13年を経過した日の翌年度から重課税率が適用されます。これは、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両も同様です。

重課税率は平成28年度から実施される予定です。

身体障害者等減免について

軽自動車税の身体障害者等減免は、身体障害者本人（身体障害者本人が18歳未満もしくは精神障害者の場合は、生計を一にする者）が所有する車両が対象となります。すでに軽自動車税の減免を受けている方も毎年申請が必要です。また、減免を受けている車両を買換えられた場合は、再度申請する必要があります。

申請の受付は、納期限の7日前までです。詳細は、税務課へお尋ねください。

5月の納期
- ○固定資産税　1期
- ○軽自動車税　全期
- ○上下水道料　1期

※口座振替をされている方は、6月1日に振替えます。残高のご確認をお願いします。

春の行政相談所開設について

困ったら　一人で悩まず　行政相談

お問い合わせ先

総務課・各支所地域振興課
末吉　☎0986-76-8801　財部　☎0986-72-0931　大隅　☎099-482-5921
総務省鹿児島行政評価事務所　行政相談課　☎099-224-3247

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについての疑問や意見・要望はありませんか。
行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国などの行政サービスや、行政の仕組み、手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れなどを行っています。当市担当の行政相談委員が相談所を開設しますのでお気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

会　場	実施日	時　間	場　所	行政相談委員
末吉地区	5月21日(木)	午前10時〜午後3時	末吉中央公民館(0986-76-1120)	稲留　正文
大隅地区	5月21日(木)		大隅中央公民館(099-482-0068)	鮫島　一郎

第3子出産祝金について

第3子以降に10万円の祝金を支給します

お問い合わせ先

財部　福祉事務所　☎0986-72-0936　　末吉　保健課　☎0986-76-8807
大隅　保健福祉課　☎099-482-5925

曽於市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。

受給資格

曽於市の住民で出産後3カ月以上、曽於市に生活の根拠を置いている方

申請書

本庁・各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。
なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。
※写真は、3月17日に本庁・各支所で行われた支給式の様子

大隅支所

本庁

財部支所

住宅取得祝金等支給制度

住宅を新築または購入した方に、お祝いとして現金と曽於市が発行する商品券を支給します

お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課 地域振興係
末吉 ☎0986-76-8802　大隅 ☎099-482-5921　財部 ☎0986-72-0931

対象者
市内に居住するため住宅を新築または購入した方

申請
新築・購入の日以後1年以内に申請してください。
なお、新築・購入の基準日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付とします。

基本の祝金等
市内業者による新築　商品券10万円分、現金10万円
市外業者による新築　商品券5万円分、現金5万円
未入居の建売住宅購入　商品券5万円分、現金5万円
右記以外の中古住宅購入　商品券2万5千円分、現金2万5千円
※中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。

転入者加算
転入して一年以内の方には、商品券5万円分と現金5万円を加算します。なお、本市から転出後3年以内の再転入は対象外とします。

支給対象外となるもの
・市の定住促進住宅用分譲地への新築
・市税等の滞納者
・住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金を受けた方

3月3日に行われた
住宅取得祝金等交付式

6月1日は「人権擁護委員の日」

お問い合わせ先

鹿児島地方法務局鹿屋支局　☎0994-43-6790
市民課・各支所地域振興課
末吉 ☎0986-76-8805　大隅 ☎099-482-5923　財部 ☎0986-72-0934

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。
日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調として日本国憲法が制定されました。このような背景の下に、昭和23年、政令に基づき人権擁護委員制度が設けられ、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。
全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「全国一斉特設人権相談」を実施しています。
そこで、曽於市においても特設人権相談所を開設します。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの問題でお困りの方は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。
当日の相談は無料で、曽於市の人権擁護委員が相談に応じ、秘密は堅く守られます。

【曽於市特設人権相談日】

期　日	時　間	場　所
6月1日（月）	午前10時～午後3時	末吉中央公民館
		大隅中央公民館
		財部交流館

曽於市の人権擁護委員を紹介します。

地区	委員名	電話番号	自治会
末吉	大窪義孝	0986-76-2048	原口東
	山内千代子	099-482-0447	岩　南
	中山壽子	0986-76-0383	西中野
大隅	津留伸二	099-482-4734	あけぼの
	幸田貞文	099-482-1317	東笠木
	永山たみ子	099-483-1075	立　馬
財部	住吉勉	0986-72-2965	浦興禅寺
	南脇ちよ子	0986-75-1662	泊ヶ山
	山口紀志子	0986-72-2887	上十文字

平成 27 年度の保育料について

お問い合わせ先
財部（福祉事務所） ☎ 0986-72-0936
末吉（保健課） ☎ 0986-76-8807
大隅（保健福祉課） ☎ 099-482-5925

■ 平成 27 年度の保育料一覧（保育認定）

階層区分			1	2－1	2－2	3－1	3－2	4	5	6・7・8
定義		保育必要量	生活保護世帯等	第１階層を除き、当該年度分（４月から８月までは前年度分）の市町村民税非課税世帯		第１階層を除き、当該年度分（４月から８月までは前年度分）の市町村民税課税世帯で、その所得割の額が次の区分に該当する世帯				
				ひとり親世帯等	左記以外	ひとり親世帯等	左記以外	48,600 円以上	97,000 円以上	169,000 円以上
						48,600 円未満		97,000 円未満	169,000 円未満	
3号認定（3歳未満児）	全額	標準	0 円	0 円	5,400 円	10,700 円	11,700 円	18,000 円	26,700 円	30,500 円
		短時間	0 円	0 円	5,400 円	10,500 円	11,500 円	17,700 円	26,300 円	30,000 円
	半額	標準	0 円	0 円	2,700 円	5,350 円	5,850 円	9,000 円	13,350 円	15,250 円
		短時間	0 円	0 円	2,700 円	5,250 円	5,750 円	8,850 円	13,150 円	15,000 円
2号認定（3歳以上児）	全額	標準	0 円	0 円	3,600 円	8,900 円	9,900 円	16,200 円	24,900 円	29,000 円
		短時間	0 円	0 円	3,600 円	8,700 円	9,700 円	15,900 円	24,500 円	28,500 円
	半額	標準	0 円	0 円	1,800 円	4,450 円	4,950 円	8,100 円	12,450 円	14,500 円
		短時間	0 円	0 円	1,800 円	4,350 円	4,850 円	7,950 円	12,250 円	14,250 円

※入所児童の１人目は全額、入所児童の２人目は半額、入所児童３人目以降は無料です。
※年齢は平成 27 年３月 31 日現在が基準です。年度途中で満３歳になり３号から２号へ変わった場合にも年齢による保育料階層に変更はありません。

■ 保育料納入期限日および口座振替日（私立保育所を利用されている方）

月	納入日（振替日）	月	納入日（振替日）	月	納入日（振替日）	月	納入日（振替日）
4月分	4月30日（木）	7月分	7月31日（金）	10月分	11月2日（月）	1月分	2月1日（月）
5月分	6月　1日（月）	8月分	8月31日（月）	11月分	11月30日（月）	2月分	2月29日（月）
6月分	6月30日（火）	9月分	9月30日（水）	12月分	12月25日（金）	3月分	3月31日（木）

※5月分・10月分・1月分は末日が休日のため、金融機関の翌営業日です。
※12月分は、12月25日が納入期限および口座振替日です。
※認定こども園および公立施設を利用されている方は、納入方法や納入期限等は施設へ直接お問い合わせください。

■ 平成27年度の保育料一覧（教育認定）

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」に移行する幼稚園、認定こども園等において、教育認定を受けた児童の保育料です。
※新制度の仕組みに移行しない施設は、従来どおりの施設が定めた保育料です。

<table>
<tr><th colspan="2">階層区分</th><th>1</th><th>2－1</th><th>2－2</th><th>3－1</th><th>3－2</th><th>4</th><th>5</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">定　義</td><td rowspan="2">生活保護世帯等</td><td colspan="2">第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までは前年度分）の市町村民税非課税世帯</td><td colspan="3">第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までは前年度分）の市町村民税課税世帯で、その所得割の額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">211,201円以上</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等</td><td>左記以外</td><td>ひとり親世帯等</td><td>左記以外</td><td>77,101円以上</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="2">77,100円以下</td><td>211,200円以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1号認定（満3歳以上児）</td><td>全額</td><td>0円</td><td>0円</td><td>1,800円</td><td>8,600円</td><td>9,600円</td><td>12,300円</td><td>15,400円</td></tr>
<tr><td>半額</td><td>0円</td><td>0円</td><td>900円</td><td>4,300円</td><td>4,800円</td><td>6,150円</td><td>7,700円</td></tr>
</table>

※年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料です。

カラーコンタクトレンズの使用には十分な注意を

お問い合わせ先
経済課　消費生活センター　☎0986-76-8823

【相談事例】

高校生の娘が、ネット通販でファッション用に装着するためカラーコンタクトレンズを購入した。数日後、娘が「目が痛い」と言うので見てみると、赤く充血していた。眼科で診てもらったところ「角膜に傷がついている」と言われた。（40代・女性）

近年、カラーコンタクトレンズはインターネット通販などでも手軽に購入することができ、若い人を中心にファッションアイテムとして人気があります。しかし利用者が増えるとともに、誤った使用方法やレンズ自体の安全性の問題などから、角膜に傷がつくなどの障害が出たという事例も報告されています。使用には十分な注意が必要です。

カラーコンタクトレンズは、高度管理医療機器です（度が入っていないものも含みます）。通常の視力矯正用のコンタクトレンズと同様、使用方法などを誤ると眼障害になることもあります。装着時間などを守り、レンズケアをきちんと行いましょう。使用に当たっては必ず眼科を受診し、眼科医の処方に従ったレンズを選択しましょう。

「目が痛い」「充血した」などの異常を感じたらすぐに使用をやめ、眼科を受診しましょう。異常がなくても定期的に検査を受けることも大切です。正しい使用方法を守り、安全におしゃれを楽しみましょう。

曽於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

5月20日（水）午前10時～正午に本庁1階会議室で消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。次の開催予定は6月24日（水）です。

結婚祝金制度について

農林業・商工業の後継者の皆さんへ結婚祝金5万円を贈呈します

お問い合わせ先
経済課・各支所産業振興課
末吉　☎0986-76-8808　大隅　☎099-482-5950　財部　☎0986-72-0938

結婚祝金対象者

次の①から③のすべてを満たし、結婚をされた方に結婚祝金を贈呈します。
①曽於市の住民として、住民基本台帳に登録されている方
②おおむね45歳未満の方
③後継者・新規就業者で、今後、農林業・商工業に従事し、地域の農林業・商工業の振興に寄与すると認められる方

後継者

農林業・商工業以外の仕事に従事していたが、親の経営する農林業・商工業の後継者として就業し、今後は専業とする方

新規就業者

農林業・商工業以外の仕事に従事していたが、新たに農林業・商工業に就業し、今後は専業とする方

祝金の贈呈額

1組　5万円

祝金の申請

該当される方は、経済課又は各支所産業振興課へ申請してください。

3月16日に行われた
結婚祝金贈呈式